

【資料2】

大阪市データ連携ツール導入業務委託  
調達仕様書

大阪市デジタル統括室

# 目次

1. 本業務の背景と目的 .....	1
1-1.本事業の背景 .....	1
1-2.本事業の目的と庁内データブリッジの導入によってめざす姿 .....	1
1-3.事業の将来展望 .....	2
1-4.周辺事業と本事業の関係性 .....	2
1-5.用語の定義 .....	3
2. 本業務の内容 .....	5
2-1.本事業のスケジュール .....	5
2-2.調達範囲 .....	7
2-3.構築工程における成果物 .....	8
2-4.試行運用工程における成果物 .....	13
3. 本事業の推進方針 .....	15
3-1.推進方針 .....	15
3-2.庁内データブリッジの概要 .....	15
3-3.責任分界の考え方 .....	18
4. 機能要求事項 .....	20
4-1.機能要件 .....	20
4-2.ポータル要件 .....	20
4-3.eL-QR に対する連携アプリケーションの要件 .....	22
5. 非機能要求事項 .....	23
5-1.非機能要件 .....	23
6. 業務委託要件 .....	24
6-1.プロジェクト管理要件 .....	24
6-2.構築工程の委託要件 .....	30
6-3.試行運用工程の委託要件 .....	33
6-4.テスト要件 .....	33
7. 運用・保守要件 .....	35

7-1.計画・体制 .....	35
7-2.運用保守作業.....	36
8. サービスレベル合意 .....	37
9. その他留意事項 .....	38
9-1.遵守すべき法令及びその他の規定 .....	38
9-2.仕様書の解釈.....	38
9-3.準拠法及び管轄裁判所 .....	38
9-4.経費積算に当たっての留意事項.....	38
9-5.再委託.....	39
9-6.個人情報の取扱い .....	39
9-7.秘密の保持 .....	40
9-8.総合評価結果の反映について .....	40
9-9.問合せ先 .....	40

## 別紙

- (1) 別紙 1 機能・非機能要件（庁内データブリッジ・接続回線）
- (2) 別紙 2 機能・非機能要件（eL-QR に対する連携アプリケーション）
- (3) 別紙 3 非機能要件補助資料
- (4) 別紙 4 利用ガイドライン・運用ガイドライン（目次案）

# 1. 本業務の背景と目的

## 1-1. 本事業の背景

本市では、令和5年3月に策定した「Re-Design おおさか～大阪市DX戦略～（以下、「DX戦略」という。）」に基づき、限られた人員・財源で業務の効率化や市民サービスの質的向上を実現するための各種DX事業を推進しており、更なる取組の拡大も視野に検討を進めている。そのDX戦略において「データの価値を最大限に活用します」という行動指針を掲げ、データドリブンな行政サービス・行政運営の実現をめざしている。

データドリブンな行政サービス・行政運営を実現するためには、各システムや事業間のデータ連携が必要不可欠である一方で、三層分離やセキュリティの制約がある中で、データのハブとなる基盤がないことによって、データ連携のハードルが高く、以下のような課題が発生している。

- システム間を個別に連携する必要があり、システムの維持管理業務が煩雑化している
- 手作業による人的ミスの発生やデータの透明性・説明性が担保されていない
- バッチ的なデータ連携によって、最新のデータが使用できていない
- データを匿名化・秘匿化するための作業負担が大きい

これらの課題を解消するために、システム間やネットワーク間の橋渡し役となって庁内のデータを適切に流通させるデータ連携ツール「庁内データブリッジ」を導入する。

## 1-2. 本事業の目的と庁内データブリッジの導入によってめざす姿

本事業は、大阪市情報通信ネットワーク内の各業務システムと今後利用拡大が見込まれるクラウドサービス間のセキュアかつ効率的な連携によって各種DX事業の推進に寄与することが目的である。

庁内データブリッジの導入によってめざす姿を「図表 1-2 庁内データブリッジによってめざす姿」に示す。

図表 1-2 庁内データブリッジによってめざす姿

めざす姿	実現による狙い	
	誰にとって	何が良くなるのか
人手に頼らないデータ連携	手作業によるデータ連携を実施している所管課	人的ミスに起因したデータの不整合や重複の防止と担当職員の負担軽減につなげる
可視化・標準化されたデータ連携	各所管課	データの透明性・説明性を向上させる
リアルタイムなデータ連携	各所管課	最新の情報に基づいた意思決定を可能とする
迅速なデータ連携	各所管課	他所管課へのデータ共有、他所管課からのデータ取得を容易化し、業務的な連携を迅速化する
容易なシステム維持管理	各種業務システム・NWの所管課	庁内データブリッジを介した連携を基本とし、新規システム導入や改修時の既存システムへの影響を抑え、システムの維持管理を容易化する

### 1-3. 事業の将来展望

本事業は、大阪市情報通信ネットワーク内の各業務システム及び今後利用拡大が見込まれるクラウドサービスがセキュアかつ効率的にデータ連携するための基盤を構築し、DX 推進の中核を担うことを初期の目的としている。

将来的には、庁内データブリッジを介したシステム間連携の実装を原則とし、Web API 等によるシステム間連携方法の標準化及び AI を活用した事業企画の効率化等も検討している。

さらに、今後構築を予定しているデータ利活用環境（DWH、データレイクハウス、BI ツール等）へのデータ連携・加工・集約などのプロセスを自動化・統合するデータパイプライン基盤としての発展も視野に入れ、庁内外の多様なデータソースをセキュアかつ効率的に分析・利用するための一助としての活用も見据えている。

### 1-4. 周辺事業と本事業の関連性

#### (1) 各種 DX 事業

DX 戦略に基づき、「サービス DX」、「都市・まち DX」、「行政 DX」の3領域において、各部署がデータやデジタル技術の活用を前提とした各種 DX 事業を企画し、取組の中で得られたデータを新たなサービスに利用することができるように、現状紙運用となっている業務のデジタル化を推進するとともに、データ連携による業務効率化等について検討をしているところである。

本事業で導入する庁内データブリッジにより、大阪市情報通信ネットワーク内の各業務システムとクラウドサービスとのセキュアかつ効率的な連携を実現し、大阪市の DX 推進を加速させていく。

（取組例）

サービス DX：令和7年度末策定予定

都市・まち DX：[大阪市 HP：都市・まち DX 推進計画](#)

行政 DX：[大阪市 HP：大阪市バックオフィス DX グランドデザイン](#)

#### (2) データ利活用関連事業

データを庁内横断的に活用することによって、業務効率や行政サービスの質を上げていくこと及び経験だけに頼らず、客観的な事実や根拠（データ）に基づいて企画立案し、結果や成果を評価する、いわゆる EBPM（Evidence-Based Policy Making）の推進に向けて、データ利活用環境（DWH、データレイクハウス、BI ツール等）の構築、データ利活用の組織的な推進に繋げていくための基本方針となるデータ利活用基本方針の作成、組織運営の観点でデータ利活用を定着させるためのガバナンス（推進体制、ルール等）の整備、各組織に自立的に EBPM を実践できる職員を育成するための人材育成計画及びロードマップの策定を検討しているところである。

本事業で導入する庁内データブリッジにより、データ利活用環境へのデータ連携・加工・集

約プロセスを自動化・統合するハブとしての機能及びガバナンスへの準拠を補助する機能を提供し、データ利活用関連事業を強力に推進していく一助とする。

### (3) 次期デジタル基盤整備事業

ゼロトラストセキュリティをベースとした、「利便性とセキュリティが高いレベルで両立されたデジタル基盤」へとアップデートしていくための、大阪市デジタル基盤整備方針及び整備方針管理運営プロセスの作成（令和7年度末策定予定）を行っている。本事業で調達する庁内データブリッジにおいても、大阪市デジタル基盤整備方針及び整備方針管理運営プロセスの趣旨を十分に理解し、庁内データブリッジがデジタル基盤上で果たす役割を踏まえ、整合性を持った構築および運用保守方針を立案・実行する必要がある。

## 1-5. 用語の定義

本仕様書に記載する重要な用語を「図表 1-5 用語の定義」に示す。

図表 1-5 用語の定義

用語	定義
Re-Design おおさか～大阪市 DX 戦略～	大阪府が令和5年3月に策定した、デジタル技術を活用して業務の効率化や市民サービスの質的向上をめざす戦略。市内で推進するDX（デジタルトランスフォーメーション）事業の指針となる。
DX（デジタルトランスフォーメーション）	デジタル技術を活用して業務やサービスの革新を図ること。従来の方法や仕組みを根本的に変え、行政サービス・行政事務の効率化や質的向上をめざす。
大阪市情報通信ネットワーク	大阪市情報通信ネットワーク管理要綱の規定に基づく、本市において共通の基盤となる情報通信ネットワーク。
三層分離	政府・自治体の情報システムにおけるセキュリティ対策の一つ。ネットワークやシステムを「業務系」「情報系」「インターネット系」の三層に分離して運用することで、情報漏洩や不正アクセスを防ぐ。
所管課	業務を所管する部門で、業務システムの運用・維持に係る業務を担当する。
業務システム	各所管課が整備する業務システムの呼称（財務会計システム、住民記録システム等）。
EBPM（Evidence-Based Policy Making）	データや科学的根拠をもとに政策を考え、実施し、評価する手法。
データ利活用環境	データを収集・蓄積・分析・活用するためのシステムや仕組みの総称。
DWH（データウェアハウス）	データ利活用環境の構成要素の1つ。大量データを長期的に蓄積し、分析や意思決定に活用するための専用データベース。

用語	定義
データレイクハウス	データ利活用環境の構成要素の1つ。データレイク（生データの蓄積場所）とデータウェアハウスの機能を融合させたデータ管理基盤。多様なデータ形式を柔軟に保存・分析できる。
BI ツール（Business Intelligence ツール）	データ利活用環境の構成要素の1つ。蓄積したデータを分析・可視化し、意思決定に役立てるためのソフトウェア。
庁内データブリッジ	大阪市情報通信ネットワーク内の各種システムと外部ネットワークにある SaaS 等が相互にデータ連携するための基盤（実行基盤と管理基盤）。
連携アプリケーション	庁内データブリッジを介してデータをやり取りするためのアプリケーション。各所管課が独自に構築するものも含む。
eL-QR	税金や各種公共料金の納付における、納付手段の多様化、納付率向上、業務コスト削減納税手続きの効率化を目的とした、統一規格の QR コード。
ONU（Optical Network Unit）	光回線終端装置。光ファイバーから送られて来る光信号をデジタル信号に変換する機器。

## 2. 本業務の内容

### 2-1. 本事業のスケジュール

#### (1) 履行期間

履行期間は契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

#### (2) 想定スケジュール

本事業のスケジュールを「図表 2-1-1 スケジュール（案）」に示す。

本事業は構築工程と試行運用工程で推進する想定であり、各工程の位置づけを以下に示す。

- 構築工程

庁内データブリッジ、接続回線の設計/構築及び庁内データブリッジの運用保守設計を行うこと。

また、後述する試行運用工程と並行して、各所管課が調達した事業者（本委託業務の受注者とは異なる）による庁内データブリッジの環境を用いた連携アプリケーションの構築が実施される予定である。そのため、運用保守設計においては、運用保守設計書と各所管課が連携アプリケーションを構築するにあたって準拠すべきルール（各種ガイドライン）を作成することとし、試行運用工程の対応や eL-QR に対する連携アプリケーションの構築の中で、定期的な見直し及び改善提案（連携アプリケーションの最適化、AI など機能を用いた効率化手法の提案、障害発生予防など）を行うこと。

なお、eL-QR に対する連携アプリケーションの設計/構築、運用保守設計は本調達の範囲として、受注者にて行うこととする。

- 試行運用工程

庁内データブリッジの運用保守及び各所管課（委託事業者を含む）への庁内データブリッジの利用ルール（各種ガイドライン）の周知や問い合わせ対応、庁内における利用拡大に向けた説明資料の作成といった技術的な支援を行うこと。

なお、eL-QR に対する連携アプリケーションの運用保守は本調達の範囲として、受注者にて行うこととする。

図表 2-1-1 スケジュール (案)

	R7年度	R8年度				R9年度				R10年度				R11年度				
	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
マイルストーン		▼事業者決定 ▼基盤構築開始				▼R9.4 庁内データブリッジリリース ▼連携アプリ構築開始 ▼R10.1 連携アプリ稼働 (eL-QR) ▼試行運用工程開始												
調達・契約	調達・契約																	
業務内容	基盤		接続回線構築							調達範囲								
	連携アプリ (eL-QR)		庁内データブリッジ構築							eL-QR連携アプリ構築								
試行運用工程			運用・保守設計							試行運用工程対応								
eL-QRを除くアプリ構築										eL-QR連携を除くアプリ構築								
施設設備工事	基盤													データブリッジ+回線運用・保守				
	連携アプリ (eL-QR)													連携アプリ (eL-QR) 運用・保守				

(3) 履行場所

履行場所は本市指定場所とする。開発作業はリモートでの実施も可能とするが、本市施設及び本市が入居する施設内で履行する場合には、原則として平日の9:00~17:30とし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始（12月29日~1月3日まで）については行わないこと。

リモート接続時のセキュリティ要件は、「別紙1機能・非機能要件（庁内データブリッジ・接続回線）」に示す非機能要件を参照すること。

(4) 留意事項

本事業と並行して、各所管課が調達した事業者（本委託業務の受注者とは異なる）が、庁内データブリッジを用いて構築予定の連携アプリケーションのユースケースを「図表2-1-2 令和9年度に構築予定の連携アプリケーション」に示す。各ユースケースの連携規模は「別紙1機能・非機能要件（庁内データブリッジ・接続回線）」内のシート「(補足資料) 非機能要件2\_規模に関する事項」を参照すること。

なお、本委託業務の履行期間中に図表2-1-2に示す連携アプリケーション以外の構築を実施する場合に、受注者による技術サポート等の追加対応が必要になった際は、発注者と受注者で協議し、都度その対応について取り決めることとする。

図表 2-1-2 令和9年度に構築予定の連携アプリケーション

ユースケース対象システム・名称 (仮称)	対象所管課	連携開始予定期
大阪市重度障がい者等 タクシーチケット 給付システム	重度障がい者等 タクシーチケット 給付事業	令和10年1月 (令和10年3月 本格稼働)
	重度障がい者等 移動支援事業	令和10年1月

	重度障がい者 入浴サービス事業	福祉局	令和10年1月
	補装具費給付事業及び 重度障がい者 日常生活用具給付事業	福祉局	令和10年1月
	多胎児家庭外出支援事業	こども青少年局	令和10年3月 (連携の前倒しを希望 するため、契約後所管 課と調整の上決定する こと)
財務会計システム		会計室	令和10年1月
保健師活動支援システム	他システムとのデータ連携 (住記システム等)	健康局	令和10年4月

## 2-2. 調達範囲

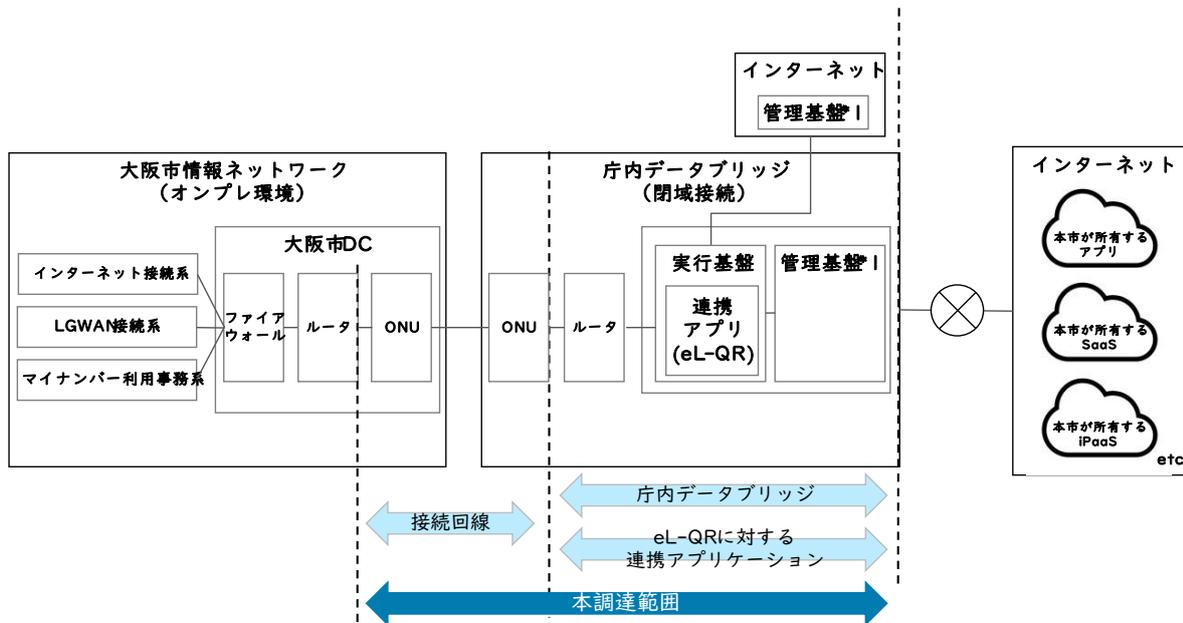
調達範囲は、本システム利用にあたって必要となるシステム資産や委託作業を含めるものとする。「図表 2-2-1 本業務委託の範囲（概要）」及び「図表 2-2-2 本業務委託の調達範囲（イメージ）」を参照のこと。

図表 2-2-1 本業務委託の範囲（概要）

	項目	調達対象	数量	備考
構築工程	庁内データブリッジ 設計/構築	調達対象	一式	庁内データブリッジの設計/構築に必要な作業一式
	庁内データブリッジの 運用保守設計	調達対象	一式	庁内データブリッジの運用保守設計、ドキュメント作成に必要な作業一式
	接続回線の設計/構築	調達対象	一式	庁内データブリッジと本市 NW との接続回線（本市データセンター内に設置する ONU 等を含む）の設計/構築に必要な作業一式（本市情報通信ネットワーク保守事業者と調整の上実施すること） ※庁内データブリッジと大阪市情報通信ネットワークを接続するファイアウォール及びルータは本市より提供するため、調達対象外とする
	eL-QR に対する 連携アプリケーション 設計/構築	調達対象	一式	連携アプリケーションの設計/構築に必要な作業一式 ※eL-QR を除く連携アプリケーションの設計/構築は調達対象外とする
	eL-QR に対する 連携アプリケーション 運用保守設計	調達対象	一式	連携アプリケーションの運用保守設計、ドキュメント作成に必要な作業一式 ※eL-QR を除く連携アプリケーションの運用保守設計は調達対象外とする

	構築工程の ライセンス調達	調達対象	必要数	構築工程で必要となる 庁内データブリッジのライセンス
試行運用工程	試行運用工程の対応	調達対象	一式	試行運用工程での対応に必要となる作業一式 ※庁内データブリッジ環境を用いた各所管課 （各所管課が調達する委託事業者を含む）の連携アプリケーションの構築に対する技術的支援を含む ※eL-QR に対する連携アプリケーションの運用保守は本調達の範囲として、受注者にて行うこと
	試行運用工程の ライセンス調達	調達対象	必要数	試行運用工程で必要となるライセンス

図表 2-2-2 本業務委託の調達範囲（イメージ）



\*I 管理基盤は閉域接続環境下もしくはインターネット環境下のいずれかの配置とする

### 2-3. 構築工程における成果物

#### (1) 庁内データブリッジ・接続回線にかかる成果物

調達範囲のうち、庁内データブリッジの設計/構築・運用保守設計及び、接続回線の設計/構築にかかる成果物について、「図表 2-3-1 庁内データブリッジ・接続回線にかかる成果物一覧」に示す。

図表 2-3-1 庁内データブリッジ・接続回線にかかる成果物一覧

成果物		内容	納品時期
設計/構築計画	設計/構築計画書	設計/構築の計画をまとめたもの	契約締結後 一か月以内
	ライセンス納品 報告書	必要となるライセンスを本市に納品する際にライ センス種別や利用期間、ライセンス数等をまとめ たもの	納品の都度
	開発規約書	システム品質の均質化と保守性の確保を図るた め、システム開発におけるルールをまとめたもの	基本設計 開始前
設計	要件定義書	基本設計を行うにあたって必要となる要件をまと めたもの(本調達仕様書と業者提案書の整理結果資 料)	要件定義 終了時
	基本設計書	基本設計内容をまとめたもの	基本設計 終了時
	詳細設計書	基本設計で作成した成果物をもとに、内部的な処 理の詳細をまとめたもの	詳細設計 終了時
テスト	テスト計画書	本業務委託で実施するテストの種類と目的、範 囲、スケジュール、方針・観点、品質指標等をま とめたもの	基本設計 終了時
	各テスト設計書	各テストの詳細なスケジュール、体制等をまとめ たもの	各テスト 開始前
	各テスト仕様書	各テストのテスト項目や実施内容をまとめたもの	
	各テスト 結果報告書	各テストの結果(障害発生状況、原因分析、対応策 等)をまとめたもの	各テスト 終了時
受入テスト	受入テスト仕様書	受入テストのテスト項目や実施内容をまとめたも の ※本市作業の支援を実施する	受入テスト 開始前
	受入テスト 結果報告書	受入テストの支援結果(障害発生状況、原因分析、 対応策等)をまとめたもの ※本市作業の支援を実施する	受入テスト 終了時
リリース	リリース計画書	構築した庁内データブリッジをリリースするため の、スケジュール、体制、提供手順(問題発生時の 復旧計画含む)、制約事項、環境提供判定基準など を定めたもの	試行運用工程 開始前
	リリーステスト結果 報告書	リリースにかかるテストの結果(障害発生状況、原 因分析、対応策等)をまとめたもの	
	リリース完了報告書	リリースが完了した旨の報告書	

	環境定義書	庁内データブリッジの設定内容や接続回線の設定内容をまとめたもの	
運用保守設計	運用保守設計書	庁内データブリッジの運用保守業務・運用体制をまとめたもの（試行運用工程の対応も含む）	
	開発ガイドライン	庁内データブリッジを用いた連携アプリケーションの設計・実装・テストにおける技術要件や開発手順、方針の統一を目的として、連携アプリ開発時に各所管課（委託事業者を含む）が準拠すべき開発ルールをまとめたもの	
	利用ガイドライン	<p>庁内データブリッジの利用促進、利用手順の明確化を目的として、庁内データブリッジの機能説明、利用ルールや利用申請の手順等をまとめたもの</p> <p>※「別紙4 利用ガイドライン・運用ガイドライン（目次案）」を参照し、製品の特性を踏まえて作成すること</p> <p>※ガイドラインの内容には発注者側で検討すべき要素も含まれるため、受注者の作成範囲は発注者と協議して決定すること</p> <p>※今後職員向けの研修等に活用することを見据えて作成すること</p>	
	運用ガイドライン	<p>庁内データブリッジの運用保守業務の標準化と効率化を目的として、運用保守業務における役割や業務プロセス、責任分界等をまとめたもの</p> <p>※「別紙4 利用ガイドライン・運用ガイドライン（目次案）」を基に、製品の特性を踏まえて作成すること</p> <p>※ガイドラインの内容には発注者側で検討すべき要素も含まれるため、受注者の作成範囲は発注者と協議して決定すること</p>	
プロジェクト管理	プロジェクト計画書	本業務委託を履行する計画をまとめたもの	契約締結後 14日以内
	議事録 連絡票 進捗管理表 品質管理表 課題管理表 障害管理表	本事業を運営するための各種ドキュメント	プロジェクト 実施中/随時

	変更要求管理表 リスク管理表 アカウント管理表		
--	-------------------------------	--	--

(2) eL-QR に対する連携アプリケーションにかかる成果物

調達範囲のうち、eL-QR に対する連携アプリケーションの設計/構築・運用保守設計にかかる成果物を、「図表 2-3-2 eL-QR に対する連携アプリケーションにかかる成果物一覧」に示す。

図表 2-3-2 eL-QR に対する連携アプリケーションにかかる成果物一覧

成果物	内容		納品時期
設計/構築計画	設計/構築計画書	設計/構築の計画をまとめたもの	契約締結後 一か月以内
設計	要件定義書	基本設計を行うにあたって必要となる要件をまとめたもの(本調達仕様書と業者提案書の整理結果資料)	要件定義 終了時
	連携アプリケーション仕様書	リアルタイム連携 (API) として構築する場合はポータルにアップロードして管理する API 仕様書、バッチ連携として構築する場合は項目定義や文字種別、文字長などの各システムの IF 仕様を定義したもの	設計 終了時
	連携アプリケーション設計書	連携アプリケーションの処理フロー、パラメータ等をまとめたもの	
テスト	テスト計画書	本業務委託で実施するテストの種類と目的、範囲、スケジュール、方針・観点、品質指標等をまとめたもの	開発 終了時
	各テスト設計書	各テストの詳細なスケジュール、体制等をまとめたもの	各テスト 開始前
	各テスト仕様書	各テストのテスト項目や実施内容をまとめたもの	
	各テスト結果報告書	各テストの結果(障害発生状況、原因分析、対応策等)をまとめたもの	各テスト 終了時
受入テスト	受入テスト仕様書	受入テストのテスト項目や実施内容をまとめたもの ※本市作業の支援を実施する	受入テスト 開始前
	受入テスト結果報告書	受入テストの支援結果(障害発生状況、原因分析、対応策等)をまとめたもの ※本市作業の支援を実施する	受入テスト 終了時

リリース	リリース計画書	連携アプリケーションをリリースするための、スケジュール、体制、提供手順(問題発生時の復旧計画含む)、制約事項、環境提供判定基準などを定めたもの	
	リリーステスト結果報告書	リリースにかかるテストの結果(障害発生状況、原因分析、対応策等)をまとめたもの	リリース後
	リリース完了報告書	リリースが完了した旨の報告書	
	連携アプリケーション	開発した連携アプリケーションのソースコード	
運用保守設計	運用保守設計書	連携アプリケーションの運用保守業務・運用体制をまとめたもの	
プロジェクト管理	プロジェクト計画書	本事業を履行する計画をまとめたもの	契約締結後 14日以内
	議事録 連絡票 進捗管理表 品質管理表 課題管理表 障害管理表 変更要求管理表 リスク管理表 アカウント管理表	本事業を運営するための各種ドキュメント	プロジェクト 実施中/随時

### (3) 納品形態/納入場所/検収

- 納品形態及び部数

電子媒体で2部納入すること。また、成果物作成完了時点で最新のウイルスに対応したウイルス対策ソフトによりチェックを行い、使用したウイルス対策ソフト、チェックを実施した日付を明示した上で納品すること。

- 納入場所

本市が指定する場所とする。

- 検収

検収を受けるに当たっては、受注者は十分に事前に確認やテストを行った上で臨むものとし、本市担当職員の指定する検収場所において、レビュー、テストを完了すること。その際のテスト計画書は、受注者が作成し、本市の承認を得ていること。また、検収において成果物の一部または全部に不合格品を生じた場合は、本市担当職員の指示に従い、速やかに修復を行い、指定された日時までに納品すること。

### (4) 留意事項

本事業では、将来的なデータ連携範囲の拡大に向けて、各所管課が調達した委託事業者（本委託業務の受注者とは異なる）が、庁内データブリッジを用いて連携アプリケーションの構築や運用保守作業を行う予定である。各所管課及び当該事業者が庁内データブリッジを十分に活用し、円滑に連携アプリケーションの構築を行うためには、本業務委託において作成する設計書群や各種ガイドラインを共有すること、各ステークホルダーの責任分界を考慮した運用・保守設計を行うことが必要である。

このため、受注者が作成する庁内データブリッジに関する基本設計書や詳細設計書等のドキュメント類は各所管課及び当該事業者へ共有される前提で、内容を漏れなく記載し、納品することとし、必要に応じて本市が実施する各所管課及び当該事業者への説明において、受注者の同席及び説明補助を求める。

また、本調達の範囲は令和10年3月までであるが、その後の運用保守作業も見据えた運用保守設計を実施することとする。

なお、運用保守設計書と各所管課が連携アプリケーションを構築するにあたって準拠すべきルール（各種ガイドライン）については、試行運用工程の対応やeL-QRに対する連携アプリケーションの構築の中で、定期的な見直し及び改善提案（連携アプリケーションの最適化、AIなど機能を用いた効率化手法の提案、障害発生予防など）を行うこと。

## 2-4. 試行運用工程における成果物

### (1) 試行運用工程における成果物

試行運用工程の成果物について、「図表 2-4 試行運用工程にかかる成果物一覧」に示す。受注者は、本市の承認を得た上で各種成果物を本市へ納品すること。なお、成果物は任意様式とする。

図表 2-4 試行運用工程にかかる成果物一覧

成果物	内容	納品時期
試行運用工程業務計画書	試行運用工程を遂行するための計画書	試行運用工程開始前
ライセンス納品報告書	必要となるライセンスを本市に納品する際にライセンス種別や利用期間、ライセンス数等をまとめたもの	納品の都度
月次報告書	稼働状況等の各種調査、作業実績などに関する月次及び定期報告をまとめたもの（課題・問題点一覧、案件（問合せ・調査依頼、改善工数見積り、障害）一覧含む）	本市と 取り決めた タイミング
作業計画書兼作業結果報告書	作業計画、作業結果報告等をまとめたもの	
障害報告書兼復旧完了報告書	障害報告、復旧完了報告等をまとめたもの	
作業依頼書兼報告書	作業依頼、作業報告等をまとめたもの	

作業実績管理表	作業実績等をまとめたもの	
問合わせ管理表	職員及び連携アプリケーション構築事業者からの問合わせ及び対応内容を管理するための表	
問合わせ実績報告書	職員及び連携アプリケーション構築事業者からの問合わせ及び対応実績等をまとめたもの	
アカウント管理表	発行したアカウントを管理するための表	
資産管理台帳	扱う資産（製品名、バージョン、ライセンス期間、アドイン、ライブラリ等）や、共通機能/設定（インフラ設定、共通機能の設定）の管理を行うための台帳	
庁内周知用資料	庁内データブリッジの利用促進を目的とした庁内説明等で使用する資料	

## (2) 納品形態/納入場所/検収

- 納品形態及び部数

電子媒体で2部納入すること。また、成果物作成完了時点で最新のウイルスに対応したウイルス対策ソフトによりチェックを行い、使用したウイルス対策ソフト、チェックを実施した日付を明示した上で納品すること。

- 納入場所

本市が指定する場所とする。

- 検収

検収を受けるに当たっては、受注者は十分に事前に確認やテストを行った上で臨むものとし、本市担当職員の指定する検収場所において、レビュー、テストを完了すること。その際のテスト計画書は、受注者が作成し、本市の承認を得ていること。また、検収において成果物の一部または全部に不合格品を生じた場合は、本市担当職員の指示に従い、速やかに修復を行い、指定された日時までに納品すること。

### 3. 本事業の推進方針

#### 3-1. 推進方針

事業推進に際しては、国のセキュリティポリシーガイドラインの改訂や三層分離に関する検討状況、ガバメントクラウド接続要件の変化、公共サービスマッシュなど、最新の政策動向を的確に把握することが不可欠である。

あわせて、本市における情報システム標準化の対応状況及び既存基盤の役割変化を見極めるとともに、今年度より本格化した次期デジタル基盤整備方針との整合性を十分に考慮し、整備方針管理運営プロセスに則って戦略的に事業を推進していく必要がある。

本市の取り巻く状況をふまえながら、まずはセキュリティを最優先にミニマムスタートで運用を開始する。運用状況や利用部門からの要望、最新政策動向等も継続的に反映し、活用案件・連携範囲を段階的に拡大していく方針とする。

そのため、運用開始当初は既存の大阪市情報通信ネットワークやシステムのライフサイクル等を考慮して、バッチ・ファイル連携を中心とした仕組みを整備するなど、データ容量や業務要件によっては、従来型ファイル連携を併用する柔軟な対応を実施する。

これによって、リスクコントロールとデータ連携の拡大を両立させ、DX 推進の基盤としての充実に努めることを推進方針とする。

#### 3-2. 庁内データブリッジの概要

本市の通信環境は、総務省の自治体情報セキュリティ対策における「β」モデルであり、職員の利用端末からは、大阪市情報通信ネットワークと大阪府セキュリティクラウド（以下、「府 SC」という。）を介して外部ネットワークを利用する。この府 SC は、大阪市情報通信ネットワークと外部ネットワークを接続するための関所として存在し、大阪市情報通信ネットワーク起点で外部ネットワークに通信する際にはプロキシ認証を経て通信し、外部ネットワーク起点から大阪市情報通信ネットワークへは通信できないよう制御を行っている。

このような通信環境の中で、大阪市情報通信ネットワーク内の各種システムと外部ネットワークにある SaaS 等が相互にデータ連携するために、庁内データブリッジ及び大阪市情報通信ネットワークと庁内データブリッジ間の専用回線を導入する。

##### (1) 想定するシステム構成

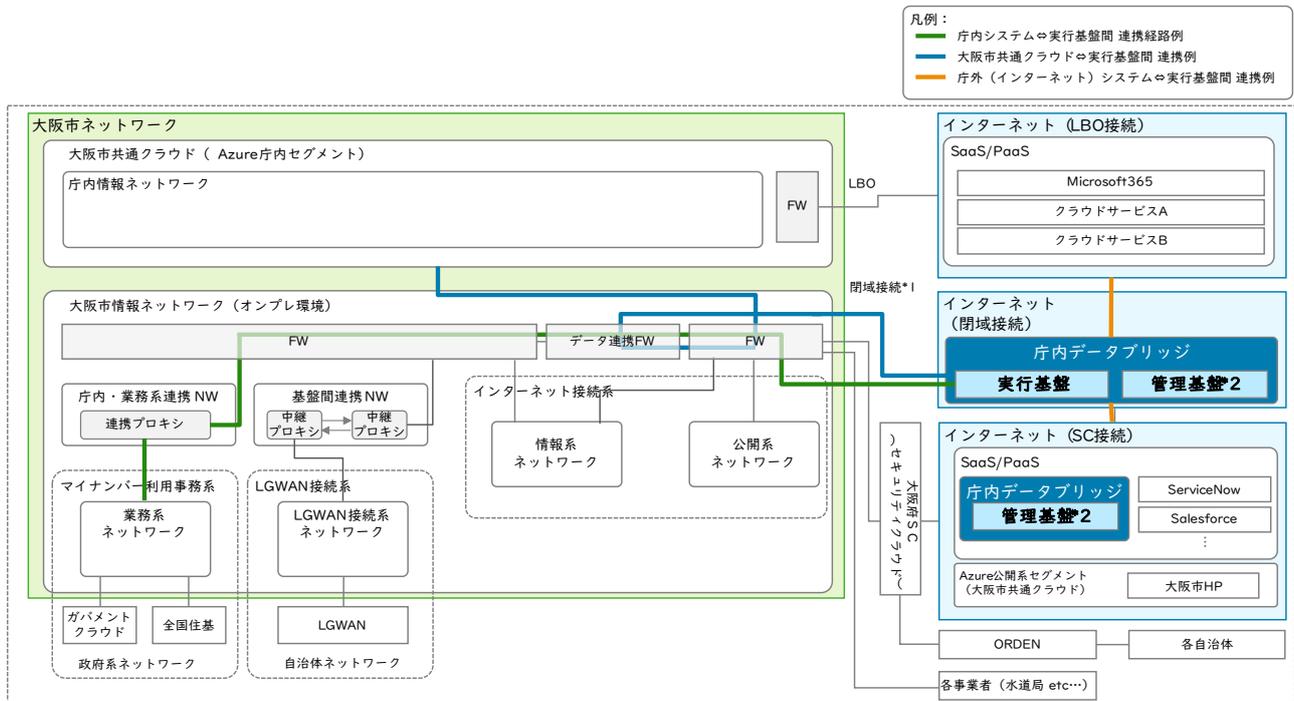
想定するシステム構成を「図表 3-2-1 システム構成図（想定）」に示す。

庁内データブリッジは閉域接続環境に構築し、新設するデータ連携用 FW を通じて大阪市情報通信ネットワークと接続する想定である。庁内データブリッジは、管理基盤と実行基盤に分かれる。実行基盤は閉域接続環境内の配置を必須とするが、管理基盤は閉域接続環境内もしくはインターネット環境下の配置とする。なお管理基盤、実行基盤への接続要件は「別紙 1 機能・非機能要件（庁内データブリッジ・接続回線）」及び「別紙 3 非機能要件補助資料」を参

照すること。

また、初期段階においては、三層分離の制約を考慮して、業務系ネットワーク及びLGWAN接続系ネットワーク内のデータ連携は、連携プロキシを経由したデータ連携を行う。連携プロキシは発注者が保有する既存資産を用いる。

図表 3-2-1 システム構成図（想定）



\*1 専用線やVPNによる閉域接続を想定 \*2 管理基盤は閉域接続環境下もしくはインターネット環境下（大阪府 SC経由）のいずれかの配置とする

(2) 市内データブリッジの機能概要

市内データブリッジの主要機能を「図表 3-2-2 市内データブリッジの機能概要」に示す。

市内データブリッジはデータ連携に特化した機能構成とするため、共通データベースの役割は持たせない。

図表 3-2-2 市内データブリッジの機能概要

機能	機能概要
基本機能	データの安全性を確保するためのセキュリティ機能や安定運用や効率的な管理を実現するための運用管理機能などの市内データブリッジの基本となる機能
データ連携機能	異なるシステムのデータを取得・提供する機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>API 連携</li> <li>ファイル連携</li> <li>コネクタによるサービス連携</li> <li>データベース連携</li> </ul>
データ加工・変換機能	データ連携プロセスにおいて、データ加工や形式変換を実施する機能

ポータル機能	連携アプリケーション情報を一元的に公開・管理し、開発効率性・再利用性の向上をサポートするための機能
--------	---

### (3) データ連携の具体例

庁内データブリッジを活用したデータ連携の方式を「図表 3-2-3 データ連携の具体例」に示す。

図表 3-2-3 データ連携の具体例

連携方法	定義
API 連携	各業務システムを、庁内データブリッジから提供された URL（エンドポイント）を利用して連携する方式を指す。
ファイル連携	各業務システムが作成したファイルを庁内データブリッジにて取りまとめ、所定の位置に格納する方式を指す。格納したファイルは連携先のシステムにて取り込む。
コネクタによるサービス連携	特定のクラウドサービスが標準で備えるコネクタを用いて接続する方式を指す。
データベース連携	各業務システム間を、庁内データブリッジのデータベース接続機能を利用して連携する方式を指す。

### (4) 連携アプリケーションの構成

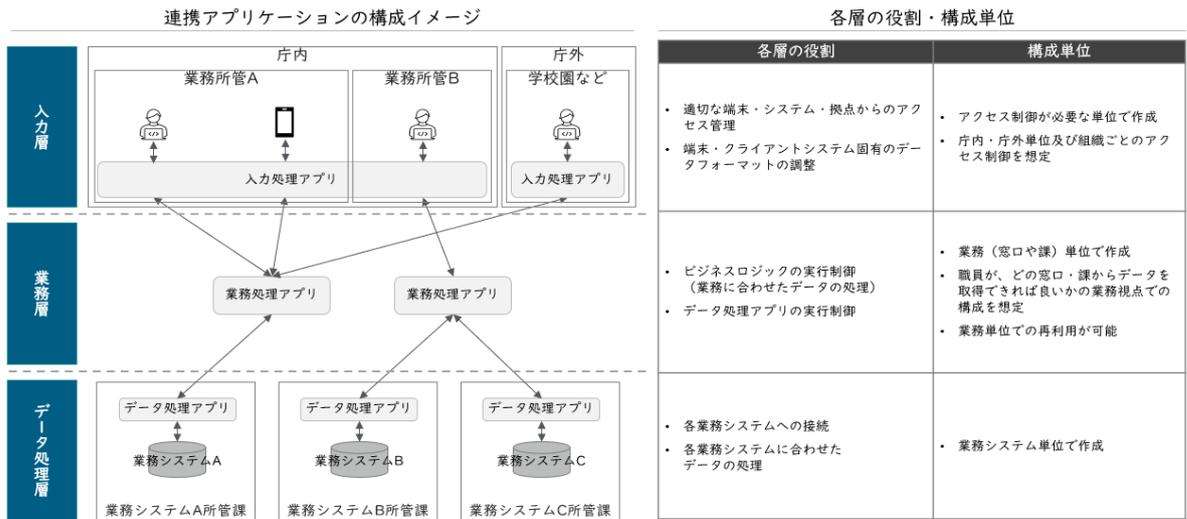
将来的に庁内データブリッジを介した連携を原則とし、システム間連携方法の標準化及び AI を活用した事業企画の効率化を推進していくためには、本市職員が庁内の連携アプリケーションを容易に探索・発見でき、それらを再利用する前提で調達事務を行うことで、委託事業者の負荷や開発コストを抑制することが重要である。そのため、連携アプリケーションは再利用を考慮した構成とし、構成パターンは業務統合型とデータ連携型の 2 つを想定している。

- 業務統合型

業務統合型の連携アプリケーション構成及び役割を「図表 3-2-4 連携アプリケーション構成（業務統合型）」に示す。

業務統合型は、業務効率化や新規サービスの創出といった業務観点でデータを利用する場合に採用する。入力層・業務層・データ処理層の 3 層で連携アプリケーションを構成することで、主に業務層の連携アプリケーションの再利用を可能とする。

図表 3-2-4 連携アプリケーション構成（業務統合型）

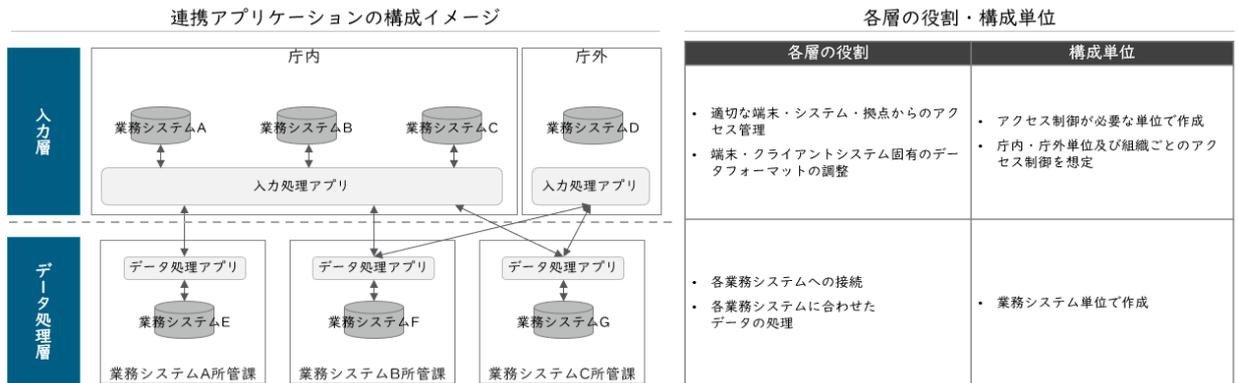


• データ連携型

データ連携型の連携アプリケーション構成及び役割を「図表 3-2-5 連携アプリケーション構成（データ連携型）」に示す。

データ連携型は、業務システム間のデータの受け渡しを行う場合に採用する。入力層・データ処理層の2層で連携アプリケーションを構成することで、データ処理層の連携アプリケーションの再利用を可能とする。

図表 3-2-5 連携アプリケーション構成（データ連携型）



3-3. 責任分界の考え方

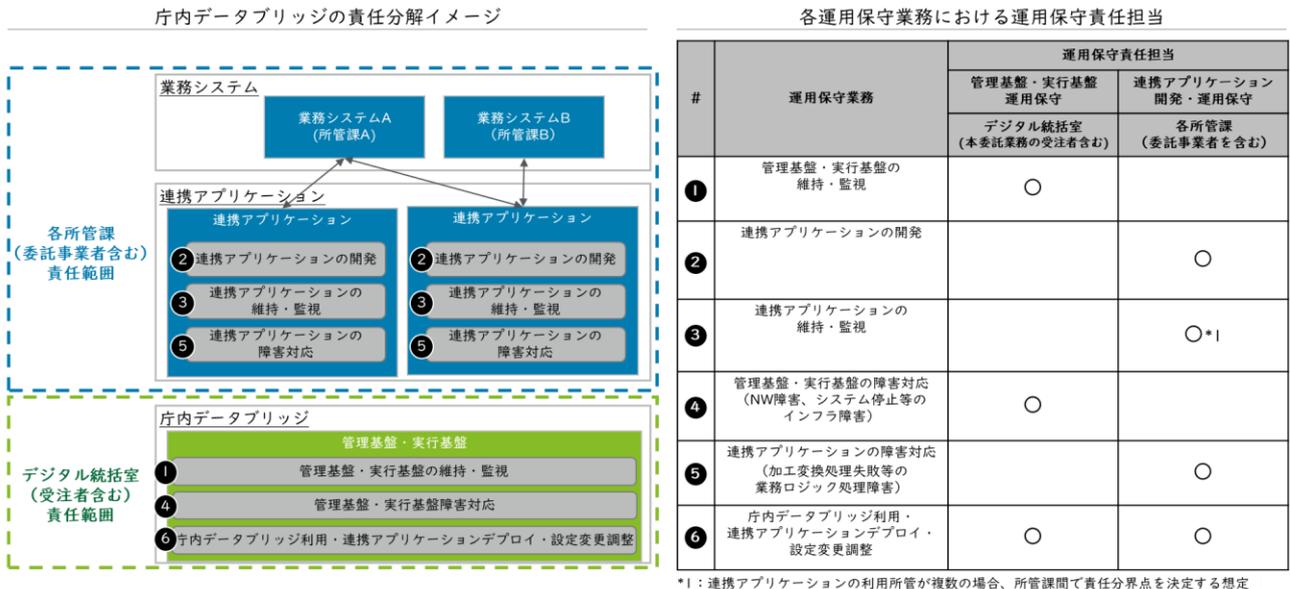
本事業においては、庁内データブリッジ環境を用いて各所管課が調達した委託事業者（本委託業務の受注者とは異なる）が連携アプリケーションを構築・運用保守を実施する予定である。原則として受注者と各所管課が調達した委託事業者（本委託業務の受注者とは異なる）は独立して運用保守作業を行うが、例外的に一部の運用保守作業については、双方の責任分界を明確にし、適宜コミュニケーションを取りながら連携するなど、庁内データブリッジ自体の維持・管理に加えて、マル

チベンダーマネジメントが必要となる。

マルチベンダーマネジメントを目的とした、庁内データブリッジの運用保守業務における責任分界の定義を「図表 3-3-1 責任分界の定義」に示す。

なお、eL-QR に対する連携アプリケーションの開発、維持・監視、障害対応は、本調達範囲とし、受注者が実施することとする

図表 3-3-1 責任分界の定義



## 4. 機能要求事項

### 4-1. 機能要件

受注者は、「別紙1 機能・非機能要件（庁内データブリッジ・接続回線）」に示す機能要件を具備する庁内データブリッジ及び大阪市情報通信ネットワークと庁内データブリッジの接続回線を構築すること。（ポータル機能に関する要件は「4-2.ポータル要件」を参照すること）

また、「別紙2 機能・非機能要件（eL-QR に対する連携アプリケーション）」に示す機能要件を具備する eL-QR に対する連携アプリケーションを構築すること。（eL-QR に関する事項は「4-3.eL-QR に対する連携アプリケーション」を参照すること。）

なお、要件に含まれない機能であっても、採用するクラウドサービスにて本市及び本業務委託の履行において有用と想定される機能が利用可能な場合は提案を行うこと。

### 4-2. ポータル要件

#### (1) ポータル導入の背景・目的

将来的に庁内データブリッジが起点となって、システム間連携方法の標準化及び AI を活用した事業企画の効率化を推進していくためには、既存の連携アプリケーションの仕様や動作を把握して積極的に再利用をするなど、開発負荷やコストを抑制しながら、庁内データブリッジの活用案件・連携範囲を拡大させていくことが重要である。

そのために、連携アプリケーションの仕様把握や動作確認を通じた開発利便性や開発効率性の向上を目的として、ポータル機能を実装する。

#### (2) ポータル機能の概要

ポータル機能は、開発者（エンジニア）が連携アプリケーションの仕様把握、モック機能による動作確認等を通じて、開発利便性や開発効率性を高めるために利用する機能であり、入力層・業務層・データ処理層のすべての連携アプリケーションを表示対象とする。

また、将来的に庁内データブリッジの活用が広がり、連携アプリケーションの数が増えた場合においても、フィルタリングなどの機能を用いた効率的な検索ができるようにする。

#### (3) ポータル機能と周辺機能の連携

庁内データブリッジの活用案件・連携範囲を拡大させていくためには、開発者の開発利便性や開発効率性を向上させるだけではなく、本市職員が自律的に業務の効率化や新規サービスの創出に活用できるデータや連携アプリケーションを探索し、業務に取り込むことも重要である。

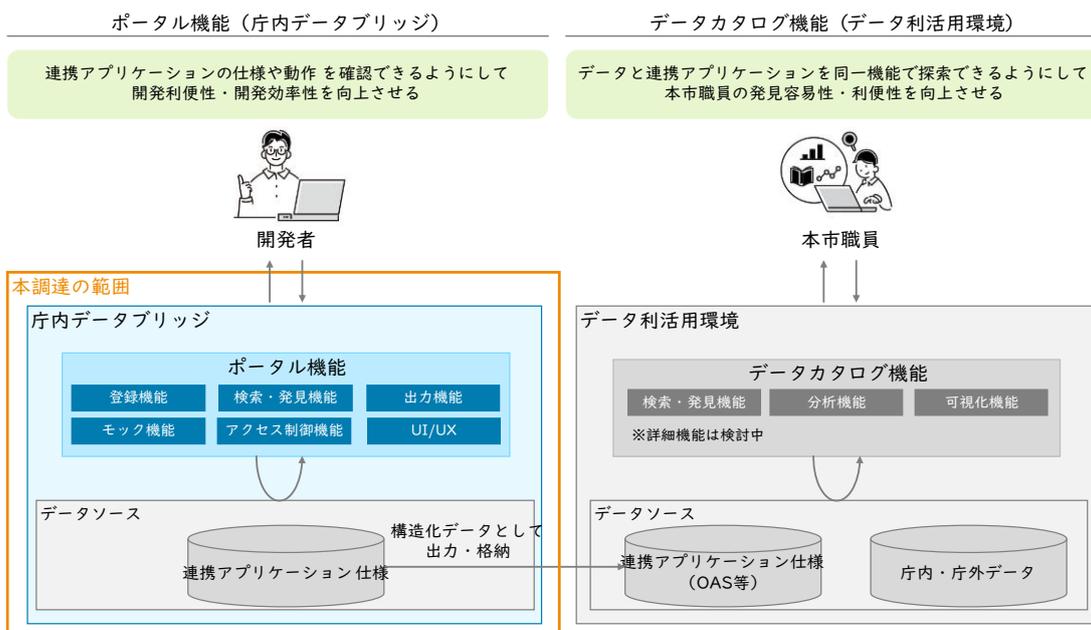
本市職員が、既存の連携アプリケーションが業務に活用できるのかを考える際には、①使用したいデータが庁内外問わず存在しているのか、②そのデータを取得する連携アプリケーションが準備されているのかを確認する必要がある。

上記の業務は、利活用環境に構築するデータカタログ機能によって実現する予定である。

データカタログ機能は本市職員がデータを利活用するために、データを検索するための機能である。このデータカタログ機能を最大限活用するために、ポータルが保持している業務層の連携アプリケーションの仕様を出力し、データカタログで検索できるようにすることで、本市職員が①②を効率的に実施できるようにする。

ポータル機能とデータカタログ機能の概要を「図表 4-2-1 ポータル機能と周辺機能」に示す。

図表 4-2-1 ポータル機能と周辺機能



(4) ポータルの機能要件

上述する導入背景・目的、概要、周辺機能との連携を考慮して、ポータルに求める機能要件を「図表 4-2-3 ポータルの機能要件」に示す。

図表 4-2-3 ポータルの機能要件

項目	要件
1 登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携アプリケーション単位で、ポータルに以下の情報を定義・設定することができること</li> <li>✓ 連携アプリケーションの概要（作成/更新時期、文字コード、作成所管、実現する処理・業務の説明 等）</li> <li>✓ 関連するデータ（業務・システム）</li> <li>✓ 関連キーワード、ハッシュタグまたはカテゴリ情報等（検索の容易性向上の観点）</li> <li>✓ バージョン情報（バージョン管理要件はデータ連携機能の定義内容参照）</li> <li>✓ URL エンドポイント、リクエストパラメータ、レスポンス、エラー</li> </ul>

		レスポンス情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連携アプリケーションの所管課・システム、キーワード、タグ等でカタログをグループ化・階層化できること</li> </ul>
2	検索・発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ キーワード検索、グループ化もしくはカテゴリ化などで検索・発見しやすくできること</li> <li>・ ユーザーが入力したキーワードが完全に一致しない場合でも、キーワード（業務用語）、連携アプリケーションの所管課・システム名、ハッシュタグまたはカテゴリ一覧から部分一致している場合も検索が可能であること</li> </ul>
3	出力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録された連携アプリケーション情報を構造化情報（OAS 等）として一括で出力できること（具体的な実現方法は提案に含めること）</li> <li>・ 登録された連携アプリケーション情報のうちで、任意の連携アプリケーションのみを出力できること</li> </ul>
4	モック機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ポータル上でリアルタイムでの疑似動作確認ができること</li> <li>・ 動作確認時は、本番に即したリクエストパラメータ、パラメータに沿ったレスポンスが動的に設定できること</li> </ul>
5	アクセス制御	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理画面アクセス時に作成するユーザーアカウントのロールベースでポータル機能へのアクセスおよびアクセス可能範囲の設定（特定の組織、システム等でのフィルタリング）、操作権限の設定ができること</li> </ul>
6	UI/UX	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユーザーの操作性を考慮した画面設計（レイアウト・配色・文字の大きさ・用語など）ができること</li> <li>・ 項目2「検索・発見」の機能を画面上に表示・利用できること</li> </ul>

#### 4-3. eL-QR に対する連携アプリケーションの要件

##### (1) eL-QR に対する連携アプリケーション導入の背景・目的

本市では、令和5年度から eL-QR を活用した公金収納を導入するなど、金融機関やコンビニ窓口での現金払いが主流であった税金や各種料金の納付について、納付手段の多様化、納付率向上、業務コスト削減とともに、自治体 DX の推進を図っている。

一方で、QR コードによる税以外の公金収納を実現するためには、地方税共同機構と本市の各業務システム間でデータを連携する必要があるため、庁内データブリッジを用いた連携アプリケーションを導入する。

##### (2) eL-QR に対する連携アプリケーションの機能要件

受注者は、「別紙2 機能・非機能要件（eL-QR に対する連携アプリケーション）」を参照し、連携アプリケーションを設計/構築すること。

## 5. 非機能要求事項

### 5-1. 非機能要件

受注者は、「別紙1 機能・非機能要件（庁内データブリッジ・接続回線）」示す非機能要件を遵守した庁内データブリッジ及び大阪市情報通信ネットワークと庁内データブリッジの接続回線を構築すること。

また、「別紙2 機能・非機能要件（eL-QR に対する連携アプリケーション）」示す非機能要件を遵守した eL-QR に対する連携アプリケーションを構築すること。

## 6. 業務委託要件

### 6-1. プロジェクト管理要件

#### (1) プロジェクト計画

受注者は、本仕様書に基づき、本システムの構築における具体的な体制、スケジュール、プロジェクト管理方針、プロジェクト管理方法等を含んだ実行計画（プロジェクト計画書）を作成すること。

#### (2) プロジェクト管理

本業務委託におけるプロジェクト管理を以下の通り行うこと。

なお、プロジェクト管理を行うに当たっては、本市と調整、連携し、本市が策定している各種ガイドラインと整合を図りつつ管理すること。

- ・大阪市情報システムプロジェクト管理ガイドライン
- ・大阪市情報システム開発ガイドライン

プロジェクト管理項目について、「図表 6-1-1 プロジェクト管理項目」に示す。

図表 6-1-1 プロジェクト管理項目

管理項目	管理内容
進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各計画策定時に定義したスケジュールに基づく進捗管理を実施すること。</li> <li>・ 実施スケジュールと状況の差を把握するとともに、進捗の自己評価を実施し、進捗会議において発注者に報告すること。</li> <li>・ 進捗及び進捗管理に是正の必要がある場合は、その原因及び対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること。</li> </ul>
品質管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各計画策定時に定義した品質管理方針に基づく品質管理を実施すること。</li> <li>・ なお、品質基準については発注者と協議の上決定すること。</li> <li>・ 品質基準と状況の差を把握するとともに、品質の自己評価を実施し、各工程判定会議において発注者に報告すること。</li> <li>・ 品質及び品質管理に是正の必要がある場合は、その原因と対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること。</li> </ul>
課題・ リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各計画策定時に想定される課題・リスクを抽出し、管理すること。</li> <li>・ また、本業務委託を履行する中で適宜課題・リスクを抽出し、管理すること。</li> <li>・ 課題については、速やかに対応策を明らかにし、本市と協議のうえ、対応方法を確定し、課題が解決するまで継続的に管理すること。</li> <li>・ リスクについては、速やかに予防策や顕在化した場合の対応策を明らかにし、本市と協議のうえ、予防策・対応策を確定し、予防策を講じること。その後、モニタリングを行い、リスクが実際に顕在化した場合には、対応策を講じるとともに、本市に報告の上で課題として管理すること。</li> </ul>

変更管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>各工程の成果物の内容に変更の必要が生じた場合には、受注者は、その影響範囲及び対応に必要な工数等を識別したうえで、変更管理ミーティングを開催し、本市と協議のうえ、対応方針を確定すること。</li> </ul>
------	--

(3) プロジェクト体制（役割と要員のスキル要件）

受注者は本業務を確実に履行できる体制を設けること。なお、体制構築にあたっては、「図表 6-1-2 受注者体制に係る役割」及び「図表 6-1-3 要員スキル要件」の内容を勘案し、適切なスキルを持った要員を配置すること。

なお、要員変更にあたっては、必ず発注者の了承を得るとともに、変更後の要員のスキルが前任者と同等以上であることを担保すること。

また、本業務の実施及びプロジェクトを推進する上で受注者側の作業体制に問題があると発注者が判断した場合は、作業体制の改善要請を行う場合がある。その場合、発注者と協議の上、速やかに作業体制の改善又は問題解決策について発注者の承認を得て、実施すること。

図表 6-1-2 受注者体制に係る役割

役割	役割詳細
統括業務責任者	<p>(役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本業務の遂行にあたり、受注者の代表として責任を持つ。</li> <li>本業務を遂行する主たる組織・部門の長を想定する。</li> </ul> <p>(条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発注者からの要求事項に対して、迅速に判断ができること。</li> <li>構築業務の開始から本システムの稼働までの間は、原則として担当の変更はしないこと。</li> </ul>
業務遂行責任者	<p>(役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクト全体の計画策定および実施責任を担い、各業務チームへの作業分担、進捗・成果の取りまとめを行う。</li> <li>プロジェクト全体に関する事項について、発注者との主たる対応窓口となる。</li> <li>本市への各種報告や重要事項のエスカレーション、意思決定を実施する。</li> </ul> <p>(条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他チームとの兼務は原則として不可とする。</li> <li>「図表 6-1-3 要員スキル要件」の“プロジェクト管理能力を有する者”に定める能力を有すること。</li> <li>構築業務の開始から本システムの稼働までの間は、原則として担当の変更はしないこと。</li> </ul>
庁内データブリッジ /接続回線の 設計/構築責任者	<p>(役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>庁内データブリッジの設計/構築、接続回線の設計/構築において、自チームの作業を実行・管理する。</li> <li>庁内データブリッジの設計/構築、接続回線の設計/構築を推進するために、チーム内のメンバー管理・進捗・課題・問題等に対してマネジメントを行い、チーム内のタスクを円滑に推進する。</li> <li>他チームとの調整を行う。</li> </ul>

	<p>(条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本システムで採用する技術と同等の技術を要する情報システムの設計・構築業務の経験及びその中でチーム責任者として従事した経験を有していること。</li> <li>・ 過去に発注者と同規模団体において基盤システムの設計を実施した経験を有すること。</li> <li>・ システム基盤の導入・パラメータ設定・性能等に関する見識・スキル・経験を有すること。</li> <li>・ クラウドサービスに関する専門知識と評価、改善技術を理解したうえで、最適なシステム構成の設計/構築ができる能力を有すること。</li> <li>・ 「図表 6-1-3 要員スキル要件」の“導入するソフトウェア等に関する専門知識を有する者”及び“プログラミング能力を有する者”に定める能力を有し、本システムのカスタマイズ等にあたり、的確に影響分析が行えること。</li> </ul>
<p>庁内データブリッジ /接続回線の 運用保守設計責任者</p>	<p>(役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内データブリッジ/接続回線の運用保守設計において、自チームの作業を実行・管理する。</li> <li>・ 庁内データブリッジ/接続回線の運用保守設計を推進するために、チーム内のメンバー管理・進捗・課題・問題等に対してマネジメントを行い、チーム内のタスクを円滑に推進する。</li> <li>・ 他チームとの調整を行う。</li> </ul> <p>(条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本システムで採用する技術と同等の技術を要する情報システムの運用保守設計業務の経験及びその中でチーム責任者として従事した経験を有していること。</li> <li>・ 構築したシステム上で複数の委託事業者が機能・サービス開発等を行う基盤システムにおける運用保守業務を行った経験及び開発/運用保守を行う際のルール作成・管理及び運用を行った経験を有していること。</li> </ul>
<p>eL-QR に対する連携アプリケーション の設計/構築責任者</p>	<p>(役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ eL-QR に対する連携アプリケーションの設計/構築において、自チームの作業を実行・管理する。</li> <li>・ eL-QR に対する連携アプリケーションの設計/構築を推進するために、チーム内のメンバー管理・進捗・課題・問題等に対してマネジメントを行い、チーム内のタスクを円滑に推進する。</li> <li>・ 他チームとの調整を行う。</li> </ul> <p>(条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本システムで採用する技術と同等の技術を要する情報システムの設計・構築業務の経験及びその中でチーム責任者として従事した経験を有していること。</li> <li>・ クラウドサービスに関する専門知識と評価、改善技術を理解したうえで、最適なシステム構成の設計/構築ができる能力を有すること。</li> <li>・ 「図表 6-1-3 要員スキル要件」の“導入するソフトウェア等に関する専門知識を有する者”及び“プログラミング能力を有する者”に定める能力を有し、本システムのカスタマイズ等にあたり、的確に影響分析が行えること。</li> </ul>
<p>eL-QR に対する連携アプリケーション</p>	<p>(役割)</p>

<p>の運用保守設計責任者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ eL-QR に対する連携アプリケーションの運用保守設計において、自チームの作業を実行・管理する。</li> <li>・ eL-QR に対する連携アプリケーションの運用保守設計を推進するために、チーム内のメンバー管理・進捗・課題・問題等に対してマネジメントを行い、チーム内のタスクを円滑に推進する。</li> <li>・ 他チームとの調整を行う。</li> </ul> <p>(条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本システムで採用する技術と同等の技術を要する情報システムの運用設計業務の経験及びその中でチーム責任者として従事した経験を有していること。</li> </ul>
<p>試行運用工程責任者</p>	<p>(役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試行運用工程における受注者の役務において、自チームの作業を実行・管理する。</li> <li>・ 試行運用工程を推進するために、チーム内のメンバー管理・進捗・課題・問題等に対してマネジメントを行い、チーム内のタスクを円滑に推進する。</li> <li>・ 他チームとの調整を行う。</li> </ul> <p>(条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本システムで採用する技術と同等の技術を要する情報システムの運用設計業務の経験及びその中でチーム責任者として従事した経験を有していること。</li> <li>・ 構築したシステム上で複数の委託事業者が機能・サービス開発等を実施するシステムにおける運用保守業務を行った経験及び開発/運用保守を行う際のルール作成・管理及び運用を行った経験を有していること。</li> <li>・ 他自治体事例などで業務改善、カスタマイズ抑制及び品質向上に資する事例を提供した経験を有していること。</li> </ul>
<p>品質管理担当責任者</p>	<p>(役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各工程（設計・テスト等）の結果・成果物に係る品質管理を第三者的な立場から主体となって行う。</li> <li>・ 品質管理に関して各チームと調整及び品質管理作業の指示を行い、品質の確保を行う。</li> <li>・ 品質状況について、基盤を含めたシステム全体の評価を行い、必要に応じて品質向上施策の実施を指示する。</li> </ul> <p>(条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ チームメンバーを含め、構築業務を主体的に実施する体制とは別の独立した部門・組織で構成することが望ましい。（品質管理を主業務としている部署）</li> <li>・ 構築業務を実施する各チームに対して、品質向上施策の実施を指示することができること。</li> <li>・ 「図表 6-1-3 要員スキル要件」の“品質管理能力を有する者”に示す要件を満たすこと。</li> </ul>

図表 6-1-3 要員スキル要件

要求スキル	スキル詳細
プロジェクト管理能力を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクト実施計画を策定し、システムの設計・構築、テスト、システムの評価、プロジェクト間の調整を行い、生産性及び品質の向上に資する管理能力を有すること。</li> <li>次のいずれかの資格を有することが望ましい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ (独) 情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験合格による資格 (プロジェクトマネージャ)</li> <li>✓ 米国プロジェクトマネジメント協会が認定する PMP (Project Management Professional) 試験合格による資格</li> </ul> </li> </ul>
品質管理能力を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>受注者の品質管理規準に従い、プロジェクトを離れて第三者的かつ客観的に、プロジェクト全般の品質状況を監査し、評価・改善する能力を有すること。</li> <li>受注者内の品質管理組織等、業務責任者や担当責任者とは異なる者が望ましい。</li> </ul>
導入するソフトウェア等に関する専門知識を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入するソフトウェア等に関する専門知識を持ち、最適なシステム構成の設計・構築・運用に係る技術及び技術コンサルティング能力を有すること。</li> <li>導入するパッケージソフトウェア等に関するベンダー資格が存在する場合については、その資格を取得していることが望ましい。</li> </ul>
プログラミング能力を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>プログラミングの専門知識、オープンシステム開発言語に対する専門知識、機能設定能力、プログラム設計能力、プログラムの評価・改善技術、障害発生時の対応能力を有すること。</li> </ul>

(4) プロジェクトに関わるステークホルダー

構築の体制は「図表 6-1-4 体制と役割」のとおりとし、各組織・委託事業者と適宜調整を行い、円滑に作業を遂行すること。

なお、図表 6-1-4 は現時点の想定であり、今後変更する可能性がある。

図表 6-1-4 体制と役割

組織・委託事業者	主な役割
デジタル統括室	本業務委託のシステム所管であり、本市全体の情報施策を統率する組織である。庁内データブリッジの構築・運用の検討・実施主体である。
所管課	庁内データブリッジ上に構築される連携アプリケーションに関わる業務・制度・システムを所管する組織である。 ※連携アプリケーションごとに所管課が異なるため、複数の所管課が関与する。

各業務システム 運用保守事業者	庁内データブリッジの対向システムとなる各業務システムの運用保守を実施している事業者である。 ※業務システムごとに事業者が異なるため、複数の事業者が関与する。
連携アプリケーション 構築・運用保守事業者	庁内データブリッジを用いて、受注者が策定するガバナンスルールに従い連携アプリケーションの構築・運用保守を行う事業者である。 ※本業務委託の受注者は、連携アプリケーション構築事業者に対する、庁内データブリッジ上の共通機能を設計/構築する際の調整や技術サポート、問い合わせ対応等の役割を担う。 ※連携アプリケーションを調達する各所管課が業務システムの既存運用保守事業者に委託をした場合は、「各業務システム運用保守事業者」と同一の事業者になる。

(5) コミュニケーション管理

構築工程において開催を想定する会議体を「図表 6-1-5 会議体設置要件」に示す。

図表 6-1-5 は現時点の想定であり、構築実行計画策定時に本市と協議のうえ、決定する。

図表 6-1-5 会議体設置要件

会議体	要素	実施内容
進捗会議	目的	構築実行計画策定時に定義したプロジェクト管理方法に基づくプロジェクト管理を実施すること。また、作業部会で発生した課題解決に向けて検討・調整等を行うこと。
	参加者	発注者：デジタル統括室職員 等 受注者：業務遂行責任者、チームリーダー
	開催頻度	定期的に開催することとし、詳細は本市と協議のうえ、決定すること。 本システムの構築の進捗会議は隔週に 1 回程度とする。
	報告書類	会議資料、進捗管理表、品質管理表、課題管理表、リスク管理票、スケジュール、その他必要と思われる報告資料等
各工程 判定会議	目的	構築成果物の品質を検査すること
	参加者	発注者：デジタル統括室職員 等 受注者：統括業務責任者、業務遂行責任者、チームリーダー
	開催頻度	次の各工程及び主要なマイルストーンの完了時等 ・ 設計/構築工程（基本設計、詳細設計、運用保守設計、各テスト、環境提供、本番稼働判定 等）、ガバナンス検討工程、本稼働前対応工程
	報告書類	会議資料、工程完了報告書、各工程における設計書、テスト結果報告書等の成果物及び実施報告書、次工程の計画書等
各作業部会	目的	各担当部門や他業務受注者との要件・仕様の調整、進捗管理、課題管

		理、移行等に関する方策・作業内容の検討・調整等を行うこと。
	参加者	発注者：デジタル統括室職員 等 受注者：各チームリーダー、担当者等
	開催頻度	定期的に開催することとし、詳細は本市と協議のうえ決定すること。
	報告書類	会議資料、進捗管理表、品質管理表、課題管理表、リスク管理票、スケジュール、その他必要と思われる報告資料等

- 会議開催に関する留意事項

会議に必要な書類等を会議開催までに作成し、事前に本市担当職員へ送付すること（各会議に必要な書類等の具体的な送付期限は、契約後本市と協議のうえ決定すること）。なお、会議終了後は、会議内容を議事録に取りまとめ、会議翌営業日から3日以内に本市へ報告し、その承諾を得ること。また、本業務委託を履行する中で、発注者及び受注者双方に緊急あるいは追加で協議が必要と認める場合においては、上記会議体設置要件に関わらず、適宜必要な会議体を設けること。

- 効率的な会議開催のための会議計画

庁内データブリッジの設計協議、受入テスト等はデジタル統括室を中心に行うこと。デジタル統括室職員は2名程度であり、限られた職員において、会議への参加、資料のレビュー等を行う必要がある。このため、基本設計等の最繁期においても、週2～3回程度の会議開催で済むように、効率的な会議の開催計画を立てること。

- 円滑な会議運営に関する考慮

会議開催については発注者担当職員の負担等を考慮し、受注者にて次の事項を対応すること。

- ✓ コミュニケーションに必要となるツール(Web 会議サービス、ファイル共有サイト、課題管理ツールサイト)の整備
- ✓ 複数の会議を同日開催するなどの会議運営の効率化
- ✓ 関係者に対する会議開催の日程調整
- ✓ 必要に応じて会議開催場所の提供(受注者拠点) 等

## 6-2. 構築工程の委託要件

### (1) 設計/構築スコープ

本業務委託における設計/構築スコープは以下とする。令和8年度にて下記に定める共通機能群を構築すること。

- 「別紙1 機能・非機能要件（庁内データブリッジ・接続回線）」に定める機能群
- 「別紙2 機能・非機能要件（eL-QR に対する連携アプリケーション）」に定める機能群
- ガバナンスルールの遵守を効率化するために必要な共通機能群

（受注者によって提案し、本市と協議の結果採用された機能を含む）

また、令和9年度に各種ガイドラインに基づいた連携アプリケーションの構築作業が滞る、

サービス間の相互影響により品質が低下する場合には、各種ガイドラインを更新するとともに、本市と協議の上、本業務委託の範囲内で共通機能を構築/改修する。

(2) 手法

想定する開発方法を「図表 6-2-1 開発方法」に示す。

図表 6-2-1 開発方法

要件	内容
<p>構築方針 (庁内データブリッジ)</p>	<p>次の事項を構築方針として設計・構築すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内データブリッジはクラウドサービスとして提供される、iPaaS や SaaS、また IaaS 上で構築を基本とすること</li> <li>・ クラウドサービス以外の開発ツールなどを使用する場合は、特定の事業者への影響を排除するために、OSS または OSS ベースのものを推奨する</li> <li>・ セキュリティ性・信頼性の高いシステムとすること</li> <li>・ 耐障害性や回復性のために、バックアップが実施され、大規模災害発生に備えたディザスタリカバリー対策、BCP 対策が講じられていること</li> <li>・ 将来的な接続システムの拡張や利用者数増加によるデータ数の増大に対応できる冗長性や拡張性を持った柔軟なアーキテクチャ構成とすること</li> </ul>
<p>構築方針 (接続回線)</p>	<p>次の事項を構築方針として設計・構築すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネット上に配置された庁内データブリッジと、庁内の閉塞ネットワーク間には、専用線または IP-VPN による閉域接続ができること。ただし、庁内データブリッジの管理基盤が閉域接続できない場合は、大阪版自治体情報セキュリティクラウドを経由した接続とすること</li> <li>・ インターネット上に配置された庁内データブリッジと、インターネット上のシステム (SaaS) は、インターネット間で地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに基づいたセキュアな連携ができること</li> </ul>
<p>構築方針 (連携アプリケーション)</p>	<p>「3-2.庁内データブリッジの概要 (4)連携アプリケーションの構成」を参照すること</p>
<p>手法</p>	<p>次の事項を満たす手法に従って実施されること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各工程を網羅し、品質の確保とスケジュールの遵守が可能な開発手法であること</li> <li>・ 受注者の他の支援事例において十分に使用実績がある手法を提案すること。特に、各設計工程では、一度に大量のドキュメントの</li> </ul>

	レビューを依頼するなど、本市担当職員に過度な負担がかからないように十分に配慮すること。また、詳細設計工程等では、受注者が提供する製品のパラメータ値等のレビュー等を求めることなく、必要な事項は基本設計工程で取決め等を行い、その方針に従い設計等を実施すること(特にパラメータ値等は目的目線で説明すること)
ソフトウェア	本システムの構築を遂行するために必要となるソフトウェアに関しては、受注者において準備すること

### (3) 各種システム環境

受注者は、庁内データブリッジの構築作業に必要な設備（クラウド環境、端末 PC、ネットワーク機器、開発用ソフトウェア、プリンタ・プロジェクタ等周辺機器 等）について、受注者の責任の下で準備すること。

各環境は、クラウドサービス上の設定内容や、本業務委託において事業者が培ったノウハウ・実績データも含めた作成ドキュメントとともに、本市に納品すること。なお、本業務委託を遂行するに当たって受注者が導入・開発を行った IT マネジメントシステムに関するプログラム等及びそれらにおいて作成されたデータ等、成果物として本市に提供されるものは、引渡し時に無償で譲渡すること。ただし、その成果物が、商用ソフトウェア又はクラウド等の商用サイトを利用しなければその内容を確認できないものについては契約期間満了までに、内部に蓄積されたデータや記録等を確認できる形に変えて成果物として納品を行うこと。

- 開発環境

庁内データブリッジの構築作業に必要な環境とした準備したクラウド環境を用いる。受注者は、本業務委託の委託範囲として開発環境を用意し、当該環境にて庁内データブリッジの開発・単体・結合テストを実施すること。以後、本環境は連携アプリケーション構築事業者が連携アプリケーションの結合テストを実施する環境として活用する。

- 検証環境

開発・修正したプログラムを展開し、動作検証を行うための環境として準備したクラウド環境を用いる。受注者は、本業務委託の委託範囲として検証環境を用意し、当該環境にて庁内データブリッジの総合テスト・受入テストを実施すること。以後、本環境は連携アプリケーション構築事業者が連携アプリケーションの総合テストを実施する環境として活用する。

- 本番環境

庁内データブリッジの本番運用に必要な環境として準備したクラウド環境を用いる。受注者は、本業務委託の委託範囲として本番環境を用意する。

### (4) 構築に係る留意事項

- 基本設計に関する留意事項

- ✓ 要件の確定にあたっては、採用するシステム単独で実現出来ない部分に関しては、他

のサービスとの組み合わせやカスタマイズ等、実現方法を明らかにすること。

- ✓ 発注者に確認すべき仕様（パッケージ設定パラメータを考える上での前提となる運用方法等）は、基本設計で確定させ、基本設計書に記載すること。
  - ✓ 基本設計書は、総合テスト、受入テストのテストシナリオ、テスト観点及びテスト項目等の元となるため、それらのインプットとなり得るレベルのものを作成すること。
  - ✓ 基本設計書のレビュー及び検収期間が不足し、認識齟齬や要件反映漏れが見落とされ、後工程で大きな手戻りが発生することがないように、レビュー及び検収の期間を十分に確保すること。
- 詳細設計に関する留意事項
    - ✓ 基本設計書に基づき、ソフトウェアの内部構造を設計し、その仕様を作成すること。
    - ✓ ただし、詳細設計工程において不明点、課題、詳細設定情報等、構築に確認が必要な事項が発生した場合は、必ず発注者に確認し、承認を得た上で設計を進めること。また、基本設計書への追加・変更内容が発生した場合は、変更管理を行い、漏れなく改訂を行った上で発注者のレビューを受けること。

### 6-3. 試行運用工程の委託要件

令和9年3月頃に予定する庁内データブリッジの環境提供後に、構築工程にて策定した運用保守設計に基づいて、庁内データブリッジを運用する。

ただし、連携アプリケーションがリリースされるまでは、各所管課及び各所管課が調達した事業者（本委託業務の受注者とは異なる）に対する連携アプリケーション構築にかかるサポート役務が主たる業務となる。

詳細は本調達仕様書の「2-1.本事業のスケジュール」及び「2-4 .試行運用工程における成果物」を参照のこと。

### 6-4. テスト要件

#### (1) テスト方法

受注者は、各種テスト計画書等に基づいて、単体テスト、結合テスト、総合テスト、受入テスト支援を実施すること。

総合テストは、実際の業務環境と同じ状態でテストを実施する。また、テスト実施時は事前に各関係者の役割分担をテスト計画書にて明確化すること。

なお、受入テストは、発注者がテストするための「受入テスト仕様書」を作成し、テストの中で生じる発注者からの問合せや不具合について、解消に向けた対応を速やかに行い、その結果を「受入テスト結果報告書」として取りまとめること。

また、総合テスト、受入テストにおいて発生した障害は、必要に応じて発注者へ報告を行った後、復旧作業及び原因の解明、対策を行うこと。また、性能面での問題が発生した場合に

は、チューニングを施すこと。

(2) テストデータ

各テストで使用するテストデータは、受注者が準備すること。なお、総合テスト以降のテスト工程において実データが必要な場合は、別途発注者と協議すること。受注者の開発環境における実データによるテスト実施は認めない。

## 7. 運用保守要件

本章で示す試行運用工程で実施する運用保守業務については、構築工程の運用・保守設計において、発注者と受注者とで要件を詳細化し、運用保守計画等で発注者に提示すること。

### 7-1. 計画・体制

#### (1) 運用保守計画

受注者の責任範囲のシステムについて、年間・月間の運用保守計画を立案し、発注者の承認を得ること。

#### (2) 運用保守体制

業務実施にあたり、受注者は「図表 7-1-1 運用保守業務における役割分担」に示す受注者の責任範囲を確実に履行できる体制を設けることとし、必要な要員を配置すること。

なお、eL-QRに係る連携アプリケーションの運用保守は本調達の範囲内とし、受注者にて実施することとする。

図表 7-1-1 運用保守業務における役割分担

役割	責任範囲	実施する運用保守業務	担当者
統括管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体管理</li> <li>各役割間の調整</li> </ul>	-	発注者
庁内データブリッジ 運用保守	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁内データブリッジの維持・監視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>稼働状況報告</li> <li>ジョブ運用</li> <li>バックアップ運用</li> <li>ログ運用</li> <li>セキュリティ運用</li> <li>変更管理</li> <li>インシデント管理・復旧対応</li> <li>バージョンアップに伴う影響調査、改修/テスト</li> <li>障害時対応</li> <li>システム管理およびメール通知</li> <li>アプリケーションの業務運用</li> <li>計画停止/情報資産管理</li> </ul>	受注者
	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携アプリケーション開発の技術サポート</li> <li>庁内データブリッジの周知活動のサポート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アプリケーションの業務運用</li> <li>アカウント発行・削除</li> <li>庁内データブリッジのリソース調整</li> </ul>	受注者

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連携アプリケーションのデプロイ対応</li> </ul>	
連携アプリケーション運用保守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連携アプリケーションの維持・監視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 稼働状況報告</li> <li>■ ジョブ運用</li> <li>■ バックアップ運用</li> <li>■ ログ運用</li> <li>■ セキュリティ運用</li> <li>■ 変更管理</li> <li>■ インシデント管理・復旧対応</li> <li>■ バージョンアップに伴う影響調査、改修/テスト</li> <li>■ 障害時対応</li> <li>■ システム管理およびメール通知</li> <li>■ アプリケーションの業務運用</li> <li>・ 計画停止/情報資産管理</li> </ul>	各所管課及び各所管課が調達した委託事業者※
問い合わせ対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 問い合わせ受付・対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 問い合わせ対応</li> </ul>	受注者
ガバナンス管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種ガイドライン整備</li> <li>・ ガイドラインの周知・展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 業務運用支援</li> <li>■ アプリケーションの業務運用</li> <li>・ 連携アプリケーション開発におけるガイドラインへの準拠状況の確認</li> </ul>	受注者

※eL-QR に対する連携アプリケーションの運用保守は受注者の役務範囲とする。

## 7-2. 運用保守作業

### (1) 庁内データブリッジ/接続回線に係る運用保守作業

受注者は、「別紙 1 機能・非機能要件（庁内データブリッジ・接続回線）」に示す非機能要件の考え方及び「別紙 3 非機能要件補助資料」を参照し、庁内データブリッジと接続回線の運用保守作業を実施すること。

### (2) eL-QR に対する連携アプリケーションにかかる運用保守作業

受注者は、「別紙 2 機能・非機能要件（eL-QR に対する連携アプリケーション）」に示す非機能要件の考え方及び「別紙 3 非機能要件補助資料」を参照し、eL-QR に対する連携アプリケーションの運用保守作業を実施すること。

なお、「別紙 3 非機能要件補助資料」に示す業務プロセスは庁内データブリッジと連携アプリケーションの運用保守事業者が異なる前提で整理をしているが、eL-QR に対する連携アプリケーションについては、各所管課（委託事業者）の役務を受注者が担うこととする。

## 8. サービスレベル合意

運用保守作業に関するサービスの内容と範囲、品質に関する要求（達成）水準と、それが達成できなかった場合のルールを含め、発注者及び受注者間にて合意することとする。サービスレベル合意内容（SLA）は、「業務計画書」に明記するとともに定例報告会にて報告すること。

サービスレベル合意内容（SLA）の要求水準が達成できなかった場合又は達成できない恐れがある場合は、原因を調査・分析し速やかに発注者へ報告すること。

なお、「図表 8-1 サービスレベル項目（案）」に示す発注者が想定するサービスレベルを基に、運用保守設計において項目及び目標値の取り決めを行うこと。

図表 8-1 サービスレベル項目（案）

項目（案）	定義	目標値
稼働率	稼働率 = $MTBF \div (MTBF + MTTR) \times 100$ (%) ※但し、本システムの計画的な停止時間は除く	99.5% (提供時間を 24 時間 365 日として、年間停止時間が 48.8 時間以内)
MTBF (平均故障間隔)	故障から次の故障までの平均稼働時間	4,380 時間
MTTR (平均修復時間)	故障してから復旧するまでにかかる平均時間	22 時間以内
RTO (目標復旧時間)	障害検知一次窓口または監視システムが故障を検知した時間から回復するまでの時間	12 時間以内

## 9. その他留意事項

### 9-1. 遵守すべき法令及びその他の規定

本業務委託を受注するに当たって、法令等の定め及びデジタル庁等国から提示されている関連ドキュメントのほか、次の規程等についても内容を十分に理解し遵守すること。なお、末尾に「※」のあるものについては本市ホームページ又は大阪市例規データベースに掲載されているため参照すること。その他の資料については契約後、受注者に無償貸与する。

<遵守すべき法令及びその他の規程等一覧>

- ・ 大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例※
- ・ 大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する規則※
- ・ 大阪市特定個人情報保護条例※
- ・ 大阪市情報セキュリティ管理規程※
- ・ 大阪市データ保護管理要綱※
- ・ 大阪市情報セキュリティ対策基準※
- ・ 大阪市ソフトウェアライセンス管理要綱※
- ・ 大阪市情報システムプロジェクト管理ガイドライン※
- ・ 大阪市生成 AI 利用ガイドライン※
- ・ 大阪市情報システム調達における SLA ガイドライン※

### 9-2. 仕様書の解釈

本仕様書及び添付書類に定めのない事項及び解釈の相違があった場合において、本業務委託の履行に際し必要な事項が発生した場合は、本市と協議の上対応を取り決めることとする。

### 9-3. 準拠法及び管轄裁判所

本業務委託に関する準拠法は日本国法として、訴訟等法的手続の必要が生じた場合は、日本の地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

万が一、国外の法令等に基づき、クラウドサービスプロバイダに対して機密情報の提供要請があった場合、クラウドサービスプロバイダからの当該要請の事前通知を受領後、当該通知を本市に対して直ちに提示すること。

### 9-4. 経費積算に当たっての留意事項

本業務委託に関して、追加費用の発生は想定していない。本仕様書に記載する全ての委託業務及び当該業務を行うに当たって付帯して発生する業務、ライセンス料等、必要となる一切の費用は契約金額に含めることとし、別途本市に請求は行わないこと。

## 9-5. 再委託

- (1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
  - ・ 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
  - ・ 開発業務におけるシステムの全体構成及びネットワークの全体構成の決定に関すること
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託に当たっては、本市の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、9-5(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により本市の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

ただし、受注者となった者が再委託相手先等を公表できないことについての理由を書面により申し出た場合はこの限りでない。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、本市は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えること若しくは再委託金額を明らかにできないことがやむを得ないと本市が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて本市に提出しなければならない。

## 9-6. 個人情報の取扱い

受注者は、本業務委託により知り得た、本サービス上で取り扱う市民等、職員その他関係者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の関係法令及び規範並びに本件契約書において定める事項を遵守し、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

## 9-7. 秘密の保持

本件契約書において定める秘密の保持に関する事項を遵守し、本業務委託に関して知り得た個人情報、本サービスの設計・構成その他の秘密情報については次に記載のとおり取り扱うこと。

- 受注者は何人に対しても、契約期間中、又は契約期間終了後を問わず、業務上知り得た内容に関する守秘義務を遵守すること。
- 本市が提供した資料及びデータ（以下「資料等」という。）について、守秘義務を遵守するとともに、契約期間終了後、速やかに返却すること。
- 本市が提供した資料等及び本サービスが利用する各種データ等の不要部分については、契約期間終了時に受注者において完全に廃棄し、その作業が完了した旨のデータ消去証明書を発行し、本市に提出すること。なお、本サービスの特性上、本記載により難しい場合、別途協議により廃棄の手法を定める。
- 本市が提供した資料等については、本市の許可なく複写又は複製しないこと。
- 本市から提供した資料のうち、個人情報又は本市の情報セキュリティ関連情報が記録されたものについては、施錠可能な保管庫に格納する等、適切に管理すること。
- 受注者において、本サービスにおいて保有する個人情報等の不正閲覧を行わないこと。ただし、本市職員からの問合せ対応や、障害対応等の理由により本市に許可を得た場合についてはこの限りでない。

## 9-8. 総合評価結果の反映について

本市は、本業務委託の総合評価において提案内容について、全て契約書にその内容を記載することとし、受注者は、その履行を確保するものとする。

## 9-9. 問合せ先

大阪市デジタル統括室基盤担当基盤企画グループ（藤原・大内）  
大阪市西区立売堀4丁目10番18号 大阪市阿波座センタービル4階  
電話番号：06-6543-7117  
E-mail：bb0012@city.osaka.lg.jp

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

## 特記仕様書

### 債務負担行為に基づく契約の特則

業務委託料について、各会計年度における支払限度額は、受注者の提案に基づき、発注者との協議により定める。ただし、令和8年度の支払額は業務委託料（当初契約金額）の42.0%とし、算出において1円未満の端数が生じた場合は、当初年度の支払金額に端数を含めるものとする。

以上